

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和2年3月26日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業給水条例施行規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（給水の申込書の提出）

第10条の2 給水の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条の見出し中「給水装置工事申込書」を「給水装置工事の申込書」に改め、同条中「給水装置工事申込書」を「申込書」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。